

平塚市立山城中学校いじめ防止基本方針

平塚市立山城中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめに対する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校は、教育活動全体を通じて、自他の生命を尊び、互いに認め合い支え合うことのできる生徒の育成を目指しています（教育方針の重点より）。

したがって、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・ 学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員が人権感覚を磨き、いじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 全職員が、あらゆる教育活動において「見つける、見つめる、見とどける」の三つの視点をもって生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・ すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

《具体的な取組の推進》

- ア 生徒が作るクラス・学年・学校（自治能力の育成）
- ・ 生徒会等、生徒によるいじめ防止の啓発活動（生徒会による学級活動およびいじめ暴力等防止スローガンの作成）を推進します。（１１月）
- イ 仲間とともに行う体験活動等の充実
- ・ 自然体験、職業体験、福祉体験等の充実に努めます。
 - ・ 福祉施設等との交流体験を実施します。
- ウ PTA・地域との連携
- ・ 地域教育力ネットワーク等との連携によるボランティア活動への積極的な参加を促します。
 - ・ P T A、地域と連携して見守りを行います。
- エ 「山城中三つの心」といじめを否定する態度の育成
- ・ 教科、特別の教科道徳、特別活動等あらゆる教育活動の中で育てます。
 - ・ 校内人権研修会等において、教職員の人権感覚及びカウンセリングマインドを高めます。（年複数回 職員会議の中で実施します。）
- オ 生徒との時間の確保
- 行事や会議の精選や校務支援ソフトの積極的な活用による会議や校務の効率化を図り、生徒と直接ふれあう時間を生み出します。

（２）いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「教育相談アンケート」等及び「個人面談」を実施します。
- ・ いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

《具体的な取組の推進》

- ア 「教育相談アンケート」を定期的に実施し、それに伴う教育相談を行います。
- アンケート実施日（４月下旬、夏休み明け、冬休み明け）
- 相談 Time（夏休み明けを除く、上記アンケート実施後２週間程度）
- イ 職員会議において生徒の情報交換会を実施し、教職員同士で生徒情報の共有をします。
- ウ 保護者が来校した際は、教職員から積極的に声を掛け、気軽に相談しやすい関係を構築します。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します（聞いた場所、時間、対応した職員などできるだけ詳しく残しておく）。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等対策委員会」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ いじめを受けた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

《具体的な取組の推進》

いじめ問題への対応は、次の3点を大切に、以降の具体的な取組を進めます。

- | |
|---|
| ① 迅 速：対応の速度と早期のアセスメントの実施 |
| ② 連 携：校内の体制づくりと保護者・関係機関との連携 |
| ③ 納 得：いじめを受けた生徒とその保護者が安心できる対応、いじめを行った生徒とその保護者が自分の非を認められるようにする指導 |

- | | |
|---|--|
| ア | いじめを察知したら、まず学年で情報を共有化し、学年主任の指揮のもと、対応計画を立てるとともにすぐに生徒指導担当・管理職へ報告します。
対象者が異学年にわたる場合は、生徒指導担当が該当学年主任と連携して対応します。
部活動内でのいじめの場合は、生徒指導担当が部活動顧問、該当学年主任と連携し対応します。
重大な事案の場合は、生徒指導担当・管理職の指揮のもと対策組織を立ち上げます。 |
| イ | 対応は聞き取りや経過観察で終わることなく、迅速に進め、事案の内容にもよるが、いじめの恐れがあることに気づいてから概ね三日以内に、事案の把握と初期段階の対応を済ませ、アセスメントを行い、今後の指導計画を立てます。 |
| ウ | 対応にあたっては、いじめを受けた生徒の安全(心の安定も含む)を第一とし、見守りの体制を最初に構築します。また、いじめを受けた生徒と対応方法について話し合い、納得を得た上で対応します。この時、いじめを受けた生徒の不安を取り除くように配慮します。 |

いじめを行った生徒といじめを受けた生徒の保護者への連絡を行い、事案の内容・対応方法について理解を得ます。

いじめを受けた生徒の心身・財産にダメージを与えられる場合は、いじめ防止対策推進法第二十三条6項にあるように平塚警察署(生活安全課・少年補導員)、少年相談・保護センター湘南方面事務所と連携をとります。また、いじめを受けた生徒の安全の確保の上で必要がある場合は、同4項に基づきいじめを行った生徒に別室指導、もしくは市教育委員会と相談して学校教育法第三十五条の出席停止措置をとります。

エ いじめを行った生徒への指導は、単に叱責で終わることなく、自分の行為がどのようなものだったのかいじめを受けた生徒の立場で考えられるまで指導を繰り返します。その上で、自分の行った行為に対する責任を自らの意思で取らせる指導も行います。

いじめを行った生徒への指導の際、いじめを行った生徒がいじめを行ってしまう要因の理解にも配慮します。

オ 経過観察と再発防止に向けた指導として、学級や学年、学校全体としての問題として考え、「いじめは人として絶対に許されない」という意識が広げられるように集会を活用し、共有を行ったり、好ましい集団作りをしたりします。

カ いじめが解消している状態とは次の2つをみたしているものとします。①いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。②いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

➡今年度は授業や研修などの回数を増やし、重大事案発生を抑止していきます。

《具体的な取組の推進》

ア 技術科の授業を通じて、情報モラル教育を更に充実させます。

イ 携帯電話教室やインターネットを介した犯罪防止講習会等を開催し、正しい使い方の広報啓発活動を推進します。(全学年)

ウ 「教育相談アンケート」にインターネットに係わる項目を設定し、生徒の実態把握に努めます。

(5) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートやアンケートで聞き取った内容をまとめた記録および調査報告書は、いじめ調査資料として卒業後5年間保存します。

3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、学期に2回程度(4月・6月・10月・1月)開催します。

（１）「いじめ防止等対策委員会」の構成

管理職、生徒指導担当、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

４ 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「緊急調査チーム」の構成

管理職、生徒指導担当、学年主任、その他

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめ文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・ アンケートや調査報告書などの資料は、いじめ調査資料として卒業後５年間保存
- ・ 特段の支障がなければ公表

５ その他

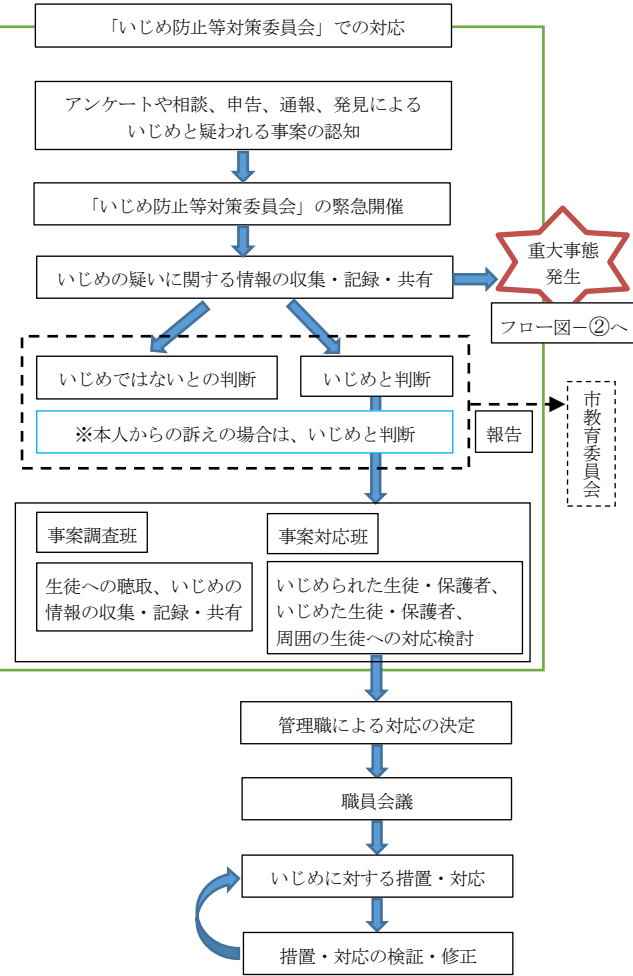
いじめとして把握・対応した事案に関して、教育委員会等の調査（「児童・生徒の問題行動等調査」他）の際、軽微なものも含め報告します。

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること

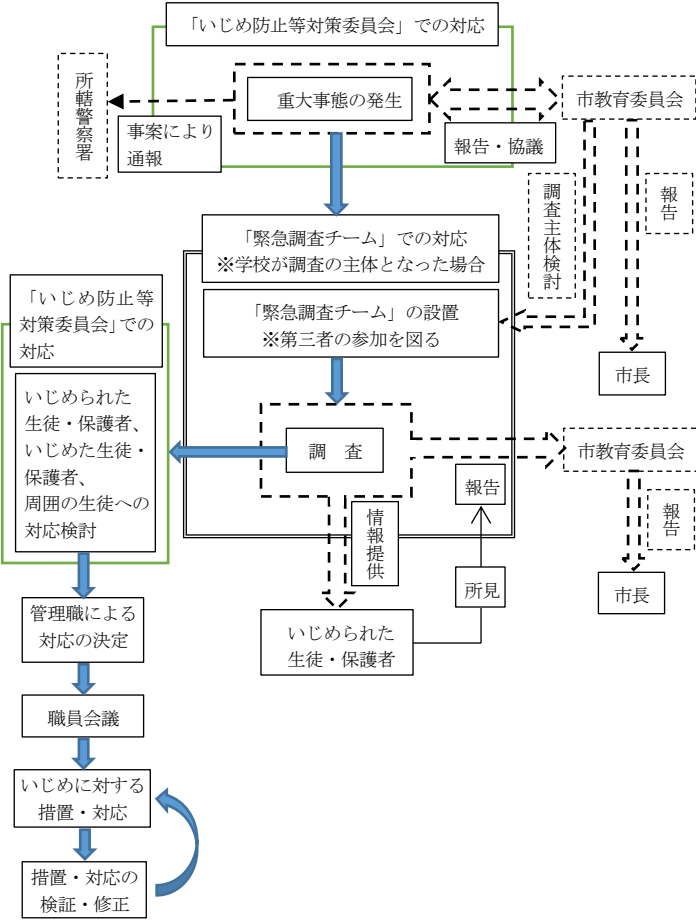
6 いじめ事案への対応フロー図

いじめ事案への対応フロー図－①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

いじめ事案への対応フロー図－②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。
※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

平成27年(2015年) 4月1日	
平成28年(2016年) 4月1日	一部改訂
平成29年(2017年) 4月18日	一部改訂
平成30年(2018年) 4月17日	一部改訂
平成31年(2019年) 4月16日	一部改訂
令和2年(2020年) 4月7日	一部改訂
令和3年(2021年) 4月16日	一部改訂
令和4年(2022年) 4月7日	一部改訂
令和5年(2023年) 4月5日	一部改訂
令和6年(2024年) 4月8日	一部改訂
令和7年(2025年) 4月17日	一部改訂
令和8年(2026年) 4月1日	一部改訂